

船舶事故調査報告書

令和4年12月21日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗組員負傷
発生日時	令和4年5月2日 22時30分ごろ
発生場所	千葉県銚子市 <small>いぬぼう</small> 犬吠埼東方沖 犬吠埼灯台から真方位097° 827海里付近 (概位 北緯33° 00.0′ 東経157° 13.0′)
事故の概要	漁船第二十三 <small>しんせい</small> 新生丸は、操業中、漁具の幹縄が切れ、切れた幹縄が機関員に当たって負傷した。
事故調査の経過	令和4年5月17日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第二十三新生丸、19トン
船舶番号、船舶所有者等	KO2-6238（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定 機関員A（インドネシア共和国籍）
負傷者	軽傷 1人（機関員A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風 ほとんどなし、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	<p>本船は、船長及び機関員Aほか6人（日本国籍1人、インドネシア共和国籍5人）が乗り組み、まぐろはえ縄漁の操業中、前部甲板右舷側で機関員Aがラインホーラを操作し、他の乗組員5人と共に揚縄作業を行っていた際、巻き揚げていた幹縄（直径約2.5mm、ナイロン製）が切れて、切れた幹縄が機関員Aの左目に当たった。</p> <p>本船は、機関員Aが左目以外に異常がなかったので救助要請せずに帰航の途につき、宮城県仙台塩釜港に入港した。</p> <p>機関員Aは、病院に搬送され、左角膜炎と診断された。</p> <p>本船では通常1～2年程度の間隔で幹縄を交換しており、本事故当時の幹縄は、交換後6か月程度使用されていた。</p> <p>機関員Aは、本事故当時、カップ、ヘルメット、ゴム手袋及び救命胴衣等を着用していたが、目に対する保護具を装備していなかった。</p>
分析	本船は、はえ縄漁の揚縄作業中、機関員Aが、目に対する保護具を装備せずにラインホーラを操作していた際、同機で巻き揚げていた幹縄が切れたことから、切れた幹縄が機関員Aの左目に当たり、機関員Aが負傷したものと考えられる。
原因	本事故は、本船がはえ縄漁の揚縄作業中、機関員Aが、目に対する保護具を装備せずにラインホーラを操作していた際、同機で巻き揚げていた幹縄が切れたため、切れた幹縄が機関員Aの左目に当たったこ

	とにより発生したものと考えられる。
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ラインホーラの操作等を行う者は、ゴーグル等の目に対する保護具を装備して、縄が切れた際、切れた縄と目との接触を防止することが望ましい。</li><li>・漁船の乗組員は、定期的に幹縄の点検を行うこと。</li></ul>